

令和2年9月30日
射水市管財契約課

市発注工事における前払金の支払限度額撤廃について

1 趣旨

地域建設業者の資金調達の円滑化を目的として、市発注工事における前払金の支払限度額(2億円)を撤廃します。

2 対象となる前払金

令和2年10月1日から施行し、同日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金から適用します。

3 その他

同様に、射水市測量等業務委託においても前払金の支払限度額(1億円)を撤廃します。